

マイナンバーカード電子証明書の更新手続きをされるかたへ

マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があり、期限を迎える方は更新手続きが必要となります。

国では、有効期限を迎える方に対し、期限の2~3ヶ月前を目途にお知らせを送付しておりますが、電子証明書の有効期限が過ぎてしまっても、無料で新しい電子証明書を発行することができます。

電子証明書の更新手続きには、マイナンバーカード交付の際にご自身が設定した暗証番号が必要です。
※数字4桁。署名用電子証明をご利用の方はローマ字と数字を組み合わせた6桁以上の数字。

※お忘れの方は申請の上再設定も可能です。

お手続きの内容や窓口の状況によってはお時間を要する場合があります。

カード交付時に設定したパスワードの控え書類をお持ちの方は、窓口の混雑緩和のためあらかじめご確認の上お手続きをお願いいたします。



よくある質問に答えます！

Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。

個人情報はこれまでどおり、各機関で分散して管理するので、万が一どこかの期間でマイナンバーを含む個人情報に漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. マイナンバーカードを使ったら個人情報丸見え？

A. カードから個人情報を引き出すことはできません。

マイナンバーカードやマイナンバーを手がかりにして、マイナンバーの持ち主に関する個人情報をすべて集めるといったことはできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードを作ったり、使ったりしても、カードに記録は残らないよ。



平日にマイナンバーカードの申請およびカードの受領ができない方のため、下記の日程も窓口を開設いたします。

- 日程 令和3年1月16日（土）・30日（土）、2月13日（土）、27日（土）
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 広野町役場 町民税務課



問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

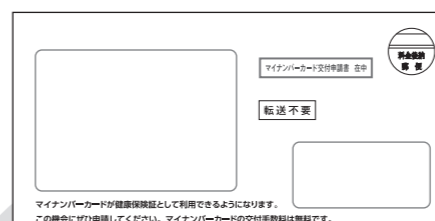
マイナンバーカード交付申請書が送付されます

国は、令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになることなどを踏まえ、まだカードをお持ちでない方に対して、カードの申請に必要なQRコード付きマイナンバーカード交付申請書を送付いたします。

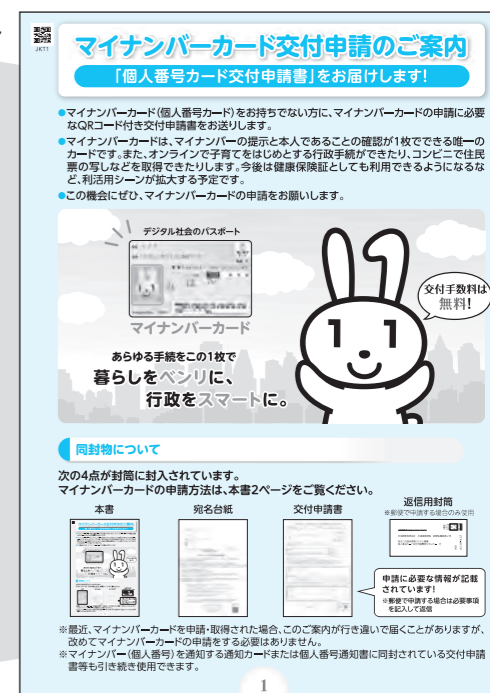
- 送付は、令和3年1月～3月の間に順次郵送される予定です。
- 送り主は国から委任を受けた「地方公共団体情報システム機構」より送付されます。
- 以下の方については、“別の機会に交付申請書を送付している”または“送付予定”のため、**今回の送付対象とはなりません**のでご注意ください。
 - ①75歳以上の方
 - ②令和2年1月1日以降に出生または国外から転入された方（出生時または転入時に個人番号通知書等と一緒に交付申請書を送付しています。）
 - ③在留期間の定めのある外国人住民の方（地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。）
- 最近、マイナンバーカードを申請・取得された場合、このご案内が行き違いで届くことがありますが、改めてマイナンバーカードの申請をする必要はありません。
- まだ、QRコード付きマイナンバーカード交付申請書がお手元に届いていない方で、マイナンバーカードの申請をお急ぎの場合は、すでにお手元にある通知カードまたは個人番号通知書と一緒に送付されている交付申請書をお使いいただき申請することができます。

お手元に見当たらない方については、マイナンバーカード総合サイトから手書きの申請書（郵送専用）をダウンロードして申請するか、広野町役場町民税務課の窓口で発行するマイナンバーカード交付申請書（オンライン申請・郵送申請が可能）をご利用ください。

送付される郵便物



パンフレット



案内文及び申請書(例)

